



弥生灯火会 夢明かり

新生児聴覚検査費 町が助成をします

町では、ことし4月1日以降に生まれた子どもを対象に、新生児聴覚検査費用を助成します。手続きは簡単ですので、ぜひ受検してください。

検査方法については各医療機関にお問い合わせください。

▷手続き方法

①出産予定の医療機関に、あらかじめ「新生児聴覚検査」を受検する旨を伝え、検査を受けてください。

②検査日から2カ月以内に次の持ち物をお持ちになり、保健センターへお越しください。
※来庁できない場合はご連絡ください。

▷持ち物 ▶新生児聴覚検査の費用が記載された領収書▶印鑑（認印可）▶振込先の通帳

▷補助金額 上限1万3860円

◆問い合わせ 町健康子ども課
子育て世代包括支援センター（内線601）へどうぞ。

障がい者を対象に スポーツ大会開催

県では「第20回岩手県障がい者スポーツ大会」を開催します。当日は本町から会場までバスを運行しますので、皆さんどうぞご参加ください。

▷日時 6月2日（土）

午前9時～午後3時半

▷開閉会式会場 岩手県営運動公園（盛岡市みたち）

※競技は盛岡市内各地で実施

▷競技内容 ▶陸上▶フライングディスク▶水泳▶卓球▶アーチェリー▶ボウリング

▷参加費 無料

▷申込期間 4月18日

◆申込先・問い合わせ 町長寿福祉課地域福祉係（内線149）へどうぞ。

甲種防火管理の 新規講習を実施

岩手県防災保安協会では、平成30年度甲種防火管理新規講習の受講者を募集します。

▷日程 ▶5月17日（木）午前9時半～午後4時40分（科目免除者の受付時間は午前11時～11時10分）▶18日（金）午前9時半～午後4時40分

※2日間の全課程を受講しなければ修了証は交付されません。

▷場所 宮古市民文化会館（宮古市磯鶏沖）

▷講習区分 甲種防火管理講習▷テキスト代 7500円

※講習に使用するテキストは、講習初日に会場で配布します。

▷定員 100人

▷受付期間 4月9日～23日

※受付期間中でも、定員に達し次第締め切ります。

◆申込先・問い合わせ 岩手県防災保安協会（☎019-631-1625）へどうぞ。

各種相談会を開催 悩まずにご利用を

各種相談会を開催します。お気軽にご相談ください。

◎行政相談所

▷日時 4月17日（火）

午後1時半～3時半

▷場所 町中央コミュニティセンター第2研修室・集客室

▷相談内容 行政の仕事で納得できないことなど

◆問い合わせ 町町民課地域安全係（内線126）へどうぞ。

◎宮古地区法律相談【4月】

▷相談日 5日（木）、12日（木）、19日（木）、26日（木）

▷時間 午前10時～午後3時

▷場所 宮古市役所本庁舎1階（宮古市新川町）

▷相談内容 相続や金銭トラブルなど、法律に関すること

▷申込先 宮古市市民相談室（☎62-2111）

◆問い合わせ 岩手弁護士会（☎019-623-5005）へ。

復興さくらの丘で 桜の成長を見る会

町では「桜の成長を見る会」を開催します。多くのイベントを通し、船越家族旅行村の復興さくらの丘に植樹した桜苗木の成長を観察しませんか。

▷日時 4月15日（日）

午前10時～午後2時

▷場所 船越家族旅行村オートキャンプ場

▷内容 ▶桜との写真撮影会▶桜の植え替えボランティア▶お茶と和菓子のお振る舞い

◆問い合わせ 町水産商工課観光振興係（内線224）へどうぞ。

障がい者補助犬 希望者は相談を

県では、重度の視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者を対象に「身体障がい者補助犬」の給付申請を受け付けます。申請するためには条件がありますので、希望する方は4月4日までにご相談ください。

◆相談先・問い合わせ 町長寿福祉課地域福祉係（内線149）へ。

露地物シイタケの 取り放題イベント

やまだワンダフル体験ビューローでは「やまだの露地物シイタケ狩り」を行います。電話やメールのほかホームページからも申し込みます。

▷日時 4月30日（月）

午前10時～午後1時

▷集合場所 山田町荒川

※申し込み時にご案内します。

▷内容 ▶7畝のパケツでシイタケ取り放題▶乾しシイタケつかみ放題▶ホダ木への植菌体験▶直売コーナー▶バーベキューコーナー

▷定員 先着20組

▷シイタケ取り放題料金 1パケツにつき2980円

※1パケツの共有は2人までです。中学生以下の参加についてはご相談ください。

▷ホームページURL <http://www.yamada-kankou.jp/wonderful-taikou/>

◆申込先・問い合わせ やまだワンダフル体験ビューロー（☎82-3111内線227/メール info@yamada-fc.org）へ。

私道等整備事業 工事費の2分の1を補助

町では、私道等整備事業に掛かる経費に対して補助金を交付しています。事業の詳細についてはお問い合わせください。

▷対象工事 道路舗装工事、または道路舗装工事と併せて行う側溝並びに転落防止柵設置工事

▷補助金額 工事費の2分の1

▷補助条件 ▶私道などの延長が20m以上かつ幅員が1m以上であること▶私道などの一端が町道などの舗装道路に接続していること▶私道などに面している家屋が3戸以上あること▶私道などが、築造後2年以上経過していること。（個人または団体などによる住宅分譲地のような私道などの場合は、築造後20年以上経過している必要があります）

◆申込先・問い合わせ 町建設課土木管理係（☎82-3111内線231、232、233）へどうぞ。